

高松市監査委員告示第9号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和6年3月29日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（スポーツ施設の在り方）	P7	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.2.20
2				意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（小学校体育施設の開放事業に係る受益者負担制度の導入）	P7			
3		H30.1.31	第4号	意見	教職員による給食費等諸費の徴収事務について	P21	教育局	保健体育課	R6.3.4
4	H30	H31.2.28	第1号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P26	健康福祉局	保健医療政策課	R6.2.14
5	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	創造都市推進局	観光交流課	R6.2.27
6				指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
7				指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24			
8	R4	R4.12.5	第26号	指摘	補助金の適正な交付事務について	P13	市民政策局	くらし安全安心課	R6.2.28
9	R5	R5.6.30	第15号	指摘	適正な契約事務の執行について	P9	都市整備局	市営住宅課	R6.2.9
10		R5.11.30	第27号	指摘	法定外公共物占用料の徴収に係る適正な事務処理について	P6	創造都市推進局	土地改良課	R6.2.16

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度、30年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に記載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に記載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（スポーツ施設の在り方）		
意見の内容	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月20日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	<p>本件意見については、高松市公共施設再編整備計画に基づき、廃止・所管替えの評価を受けているスポーツ施設の在り方の検討を行った結果、香川町川東体育館は令和2年3月31日付で、香川庭球場は3年3月31日付で、市民プール及び牟礼町プールは3年12月31日付で、それぞれ廃止を決定した。</p> <p>その他の評価施設についても、4年度に改定された高松市公共施設再編整備計画による再編・整備を進めるため、国が定めるスポーツ施設のストック適正化ガイドラインを参考に、5年3月に個別施設計画を改定し、施設ごとに取りまとめた実施内容やスケジュールなどによって、計画的に施設管理を行うこととした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（小学校体育施設の開放事業に係る受益者負担制度の導入）		
意見の内容	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月20日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、平成28年度から令和元年度までの第7次行財政改革計画期間に、調査・検討を行った結果、スポーツ実施率の低下に加え、新たな人材配置による財政負担増に繋がることから、令和元年度以降においても実施しないこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	平成29年度/教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見		
意見の項目	教職員による給食費等諸費の徴収事務について		
意見の内容	<p>学校給食費については公会計化を検討するなど、その徴収事務を教職員の業務から切り離されたい。</p> <p>また、その他の諸費徴収事務についても、事務支援員の配置など業務改善により教職員の業務から切り離し、事務負担を軽減されたい。</p>		
公表文該当ページ	P21		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月4日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	<p>本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市の予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式に移行して、適正に徴収事務を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘【重点】		
指 摘 の 項 目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月14日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。</p> <p>また、5年2月に、課内職員全員に対して、指摘の内容から措置に至るまでの経緯を報告したほか、高松市公有財産事務取扱規則を始めとする関係法令の習熟について周知した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月27日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月27日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年度以降、許可期間が1か月以上のものは、行政財産使用許可台帳を作成している。</p> <p>また、事務処理に当たっては、課内周知や業務マニュアルへの記載等を通じて、高松市公有財産事務取扱規則の再確認を行い、その遵守について周知徹底を図るとともに、再発防止に努めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘【重点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月27日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和5年度以降、申請者から使用料減免申請書を徴している。</p> <p>また、事務処理に当たっては、課内周知や業務マニュアルへの記載等を通じて、高松市公有財産事務取扱規則の再確認を行い、その遵守について周知徹底を図るとともに、再発防止に努めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第26号	告示日	令和4年12月5日
区分	指 摘		
指摘の項目	補助金の適正な交付事務について		
指摘の内容	高松市交通安全母の会連絡協議会補助金について、当該年度に剰余金が発生した場合は、高松市補助金等交付規則に基づき、本市に返還するよう、適正に事務処理された。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20221205teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月28日
所管課等	市民政策局 くらし安全安心課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度に交付した補助金に剰余金が発生したため、高松市補助金等交付規則に基づき精算戻入し、適正に事務処理を行っている。 また、3年度交付分については、出納閉鎖後であったため、4年度において過年度分として返還させた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	令和5年6月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な契約事務の執行について		
指摘の内容	契約事務の執行については、参加業者へ提示した通知事項を遵守するとともに、公正かつ適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230630teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月9日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件指摘事項については、令和5年7月に実施したリスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して、契約事務手続の再確認に加え、参加者へ提示した通知事項や高松市契約規則等を遵守するよう周知徹底を図るとともに、課内でのチェック体制を強化するなど、審査体制の構築を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	令和5年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	法定外公共物占用料の徴収に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	法定外公共物占用料の徴収事務については、納期限内の納付を前提とした納入通知書を交付した上で、納付状況の確認及び督促の手段を実施するなど、適正な徴収事務処理を行われたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20231130teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月16日
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、納入通知書交付前に「主管課確認済」印を押印しないこととした。</p> <p>また、納付状況の確認を徹底するとともに、未納者に対する督促の手段を実施するなど、高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例、高松市会計規則に基づき、適正な徴収事務処理を行うこととした。</p>